【説明資料1】

安平町地域防災計画の策定について

令和7年2月21日

安平町防災会議事務局(総務課総務グループ)

目次

- 1 地域防災計画の概要
- 2 安平町地域防災計画の策定の進め方
- 3 自然災害等の発生状況
- 4 防災基本計画、北海道地域防災計画の見直し
- 5 安平町地域防災計画修正の概要

1 地域防災計画の概要

安平町地域防災計画の概要

■安平町地域防災計画 災害対策基本法第42条の規定に基づき、安平町防災会議が作成する安平町の地域に係る防災に関し、町民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害の軽減を目的として災害予防対策や災害応急処置、災害復旧対策を定めたもの。

安平町地域防災計画に定められている内容

- ・処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- ・防災の組織に関すること
- ・災害予防に関すること
- ・災害が発生した場合の、災害応急対策に関すること
- ・災害復旧に関すること
- ・防災訓練に関すること
- ・防災思想の普及、啓発に関すること

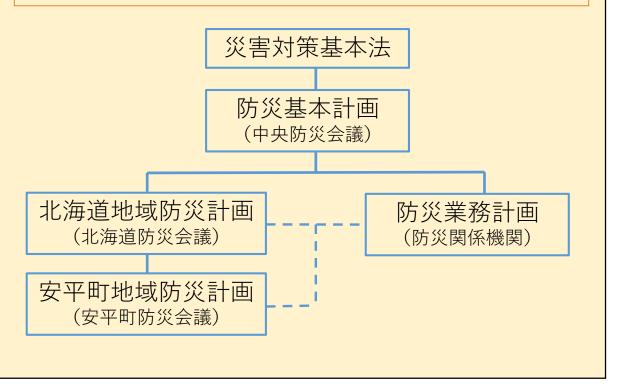
安平町地域防災計画の構成

総則 防災組織 災害情報通信計画 災害予防計画 災害応急対策計画 地震災害対策計画 火山対策計画 事故災害対策計画 災害復旧計画

安平町地域防災計画の概要

安平町地域防災計画は、国の「防災基本計画」及び北海道の「北海道地域防災計画」と相互に関連性を有し、連携した計画となっている。

そのため、本計画内容は、「防災基本計画」や「北海道地域防災計画」との整合性や関連性をもたせるとともに、町の地域性などを考慮した計画となっている。



2 安平町地域防災計画の策定の進め方

安平町地域防災計画の策定の進め方

安平町地域防災計画の改定の背景・ねらい

- 〇町では、「安平町の地域に係る防災に関し、災害予防差異が応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、町民等がそのすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する」ことを目的として、平成21年5月に安平町地域防災計画を策定し、これまでに5回の計画見直しを実施。
- ○北海道胆振東部地震の被災後の計画見直しから既に4年が経過し、この間、<u>災害対策基本法の改定が行われる</u> 等の変更に対応し地域防災計画の目的を達成するため、現行の計画の見直しを図るもの。
- ○併せて、<u>未作成の「水防計画」を策定</u>。

計画改定の視点

- ○これまでの取組の反映
- ○防災基本計画・北海道地域防災計画の見直し内容の反映 ── 資料1 基本計画修正の履歴 資料2 道地域防災計画修正の概要
- ○社会情勢(町内区域の防災環境の変化)、近年の災害からの教訓
- ○安平町総合計画との整合性
- ○水防計画策定に伴う、計画の見直し

安平町地域防災計画(案)の構成イメージ

■安平町地域防災計画の構成

本編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧、 被災者支援等



■安平町地域防災計画(見直し案)

本編(仮称)

地震災害編(仮称)

火山災害編(仮称)

事故災害編(仮称)

■安平町水防計画(新規策定)

水防計画

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧、 被災者支援等

地震想定、予防対策、応急対策、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

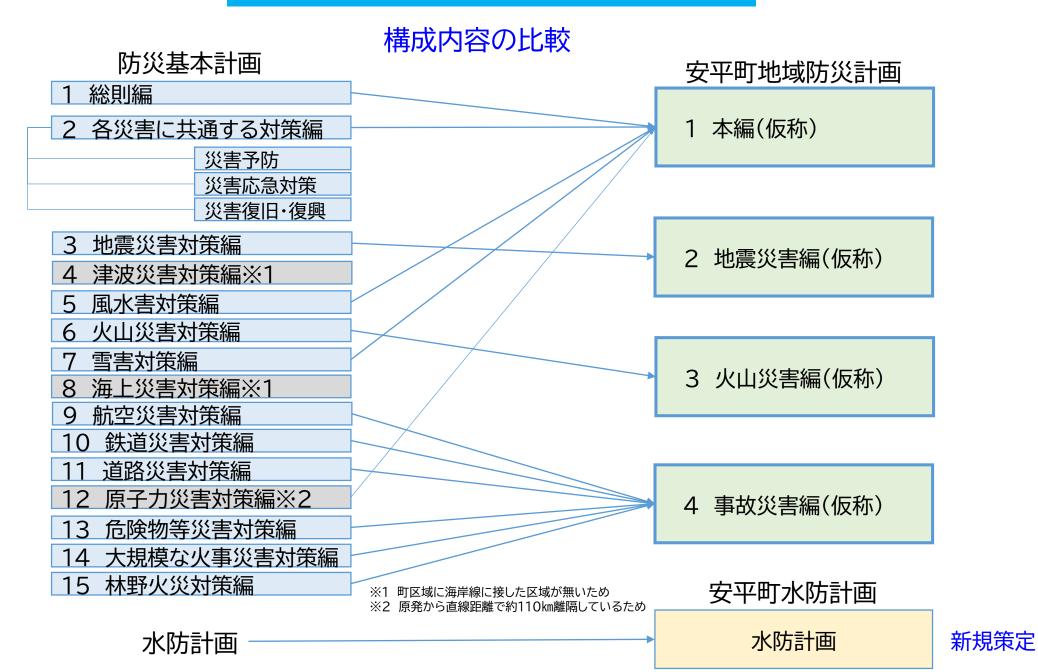
火山の概況、被害の想定、火山防災体制、 災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者支援 航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危 険物災害対策、大規模火事、林野火災、大規模停電

- ・共通する災害対応として再整理
- ・防災組織を機構改革に対応

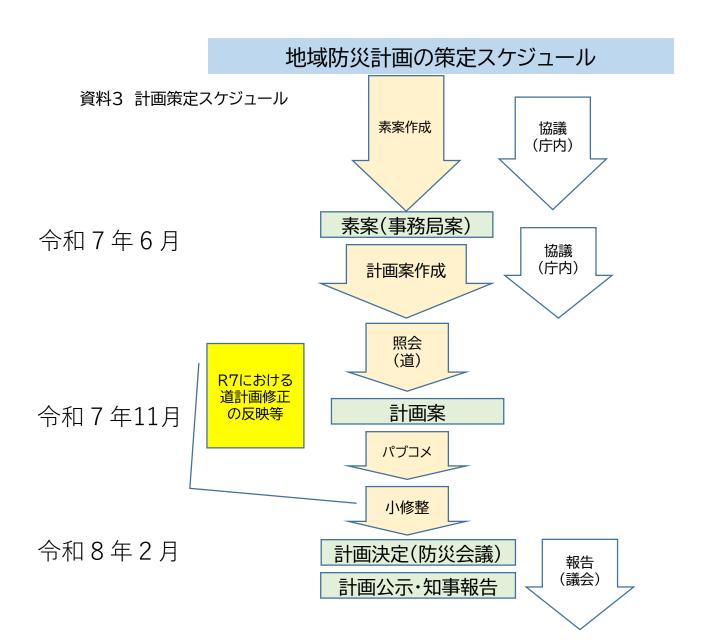
「地震災害」、「火山災害」、「事故災害」については事態別計画

地域防災計画の関連計画として新たに策定

安平町地域防災計画(案)の構成イメージ 1



安平町地域防災計画策定スケジュール



防災会議の開催スケジュール

令和6年度第1回防災会議

- ·計画 の 策定に ついて
- ·R7訓練構想等

令和7年度第1回防災会議(6月下旬予定)

·計画 素案について

(北海道への照会)

令和7年度第2回防災会議(11月中旬予定)

- ·計画<mark>案について</mark>
- ·防災訓練成果報告

(パブコメ、意見聴取)

令和<mark>7年度第3回防災会議(2月上旬予定)</mark>

- ·計画決定
- ·R8訓練構想等

(知事報告・公示)

3 自然災害等の発生状況

前回の計画改定後に発生した主な自然災害等(道内)

年月日	種別	地域	被害状況
令和3年1月1日~4月30日	雪害	全道	死者15名、重傷94名、軽傷164名、住家半壊2棟、床上浸水1棟、床下浸水2棟、一部破損66棟(被害総額835百万円)
令和3年11月9日~11月11日	大雨	空知・胆振・日高・ホホーツク・十勝・釧路・根室	軽傷2名、住家床上浸水1棟、一部破損10棟(被害総額1,070百万円)
令和3年11月22日~11月23日	暴風	空知·胆振·日高·留萌·宗谷·十勝·釧路·根室	軽傷3名(被害総額12百万円)
令和3年11月30日~12月2日	低気圧	空知・石狩・胆振・檜山・留萌・宗谷・ホホーツク・十勝・ 釧路・根室	死者1名、軽傷6名、住家全壊1棟、床上浸水1棟、一部破損20棟(被害総額538百万円)
令和3年11月1日~12月31日	雪害	全道	死者2名、重傷10名、軽傷36名、住家床上浸水1棟(被害総額74百万円)
令和4年1月1日~4月30日	雪害	全道	死者27名、重傷87名、軽傷175名、住家全壊2棟、半壊3棟、床下浸水1棟、一部破損105棟(被害総額4,864百万円)
令和4年4月23日	事故	ホホーツク ※知床半島沖	死亡26名
令和4年8月8日~8月10日	大雨	空知·石狩·後志·胆振·日高·渡島·檜山·上川· 留萌·宗谷	住家半壊2棟、床上浸水23棟、床下浸水91棟(被害総額1,698百万円)
令和4年8月15日~8月19日	大雨	空知・石狩・後志・胆振・日高・渡島・檜山・上川・ 宗谷・ホホーツク・十勝・釧路・根室	住家床上浸水20棟、床下浸水77棟(被害総額11,148百万円)
令和4年9月5日~9月7日	台風11 号	空知·石狩·後志·胆振·渡島·檜山·上川·留萌· 宗谷	軽傷2名、住家一部破損20棟(被害総額158百万円)
令和4年11月1日~12月31日	雪害	全道	死者5名、重傷24名、軽傷73名、住家一部破損7棟(被害総額404百万円)
令和5年10月5日~10月6日	大雨	空知・石狩・後志・渡島・檜山・胆振・日高・留萌・ 宗谷・オホーツク・釧路・根室	軽傷1名、住家床上浸水5件、床下浸水15件、一部破損21件
令和5年10月5日~10月6日	大雨	空知・石狩・後志・渡島・檜山・胆振・日高・留萌・ 宗谷・ホホーツク・釧路・根室	軽傷1名、住家床上浸水5件、床下浸水15件、一部破損21件
令和6年7月23日~7月24日	大雨	空知、石川、上川、留萌、オホーツク	床上浸水1棟、床下浸水7棟(被害総額集計中)
令和7年2月3日~	大雪	石狩·後志·渡島·檜山·十勝·釧路·根室	軽傷1名、住家一部損壊8棟(細部被害状況、被害総額集計中)

前回の計画改定後に発生した主な自然災害等(全国)

年月日	種別	地域	被害状況
令和3年7月1日~	大雨	静岡県 ※熱海市	死者26名、負傷傷11名、住家被害3,626棟
令和4年12月17日~	大雪	新潟県	死者7名、負傷者43名、住家被害4棟
令和5年6月2日~	台風6号	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、愛媛県、高知県、鹿児島県、沖縄県	死者6名、行方不明2名、重症5名、軽傷44名、全壊21棟、半壊536棟、床上浸水 2,398棟、床下浸水6,961棟、一部損壊197棟
令和5年8月6日~8月10日	台風6号	茨城県、東京島、神奈川県、滋賀県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	死者1名、重症7名、軽傷96名、全壊5棟、半壊24棟、床下浸水30棟、床下浸水1 15棟、一部損壊249棟
令和5年8月12日~8月15日	台風7号	北海道、岩手県、東京都、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、岡山県、香川県、高知県	重症9名、軽傷59名、全壊4棟、半壊14棟、床上浸水114棟、床下浸水578棟、一部損壊244棟
令和5年9月8日~	台風13号	福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	死者3名、軽傷21名、全壊19棟、半壊1,778棟、床下浸水794棟、床下浸水3,331棟、一部損壊479棟
令和6年1月1日~	能登半島地震	石川県、他	死者233名、負傷者1,284名、住家被害16,423棟(令和6年1月25日時点)
令和6年7月10日~	大雨	和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、鹿児島県	死者3名、軽傷2名、全壊3棟、半壊50棟、床上浸水52棟、床下浸水146棟、一部 損壊24棟
令和6年7月25日	大雨	青森県、秋田県、山形県、栃木県、新潟県、滋賀県	死者5名、軽傷5名、全壊25棟、半壊578棟、床上浸水87棟、床下浸水1,399棟、一部損壊9棟
令和6年8月27日~29日	台風10号	北海道、青森県、岩手県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	死者8名、重症11名、軽傷123名、全壊12棟、半壊135棟、床上浸水291棟、床下浸水2,615棟、一部損壊1,933棟
令和6年9月20日~23日	大雨	山形県、新潟県、石川県、広島県、香川県、長崎県、熊本県	死者17名、重症2名、軽傷45名、全壊82棟、半壊597棟、床上浸水67棟、床下 浸水976棟、一部損壊127棟
令和6年11月1日~	大雨	神奈川県、静岡県、奈良県、鳥取県、広島県、愛媛県、福岡県、長崎県	行方不明1名、軽傷3名、床上浸水79棟、床下浸水318棟、一部損壊2棟

自然災害等の教訓事項

災害種別			備考	
	区分	内 容		
	情報収集·通信	関係機関で共通して使用できる地図の整備	災害応急対策:災害情報収集·伝達	
	避難所運営	避難所生活の健康管理・プライバシーの配慮	災害予防:避難体制の整備、物資等確保	
国业生	広 報	問合わせ窓口、報道機関対応	災害応急対策:広報	
風水害 - - -	ボランティア	ネットワーク形成	災害応急対策:ボランティアとの連携	
	行政機能	応援職員受け入れ体制の整備	災害予防:受援体制整備	
	防災教育	防災に関する普及啓発	災害予防:防災知識の普及・啓発	
地震	情報収集・通信	・車両や資器材の充実・小型化・軽量化 ・衛星、衛生インターネット等の活用 ・道路啓開に向けた調整	災害予防:資器材物資の確保・整備 災害応急対策:災害情報収集・伝達、障害物除 去	
	避難所運営	・車中泊への対応 ・段ボールベッド等の開設当初からの設置 ・避難所における生活用水の確保 ・福祉的支援の充実	災害予防:避難体制の整備、物資・資器材の整備・確保	
	物資等の備蓄	・支援物資のリスト化 ・物資拠点運営に必要な人員・資器材の確保	災害予防:物資・資器材の整備・確保	
	救出救助	・現地合同調整所・救助救出現場での情報一元化等	災害応急対策:救助救出	
	医療活動	・保健医療ニーズ対応のための体制整備 ・在宅で人工呼吸器等使用患者の自家発電装置等の整備	災害予防:物資・資器材の整備・確保 災害応急対策:医療救護	
	交通	・優先して確保すべき通行路の指定 ・交通情報の提供	災害応急対策:交通応急対策	

4 防災基本計画、北海道地域防災計画の見直し

防災基本計画修正(令和2年5月)の概要

■防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、 指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

○災害リスクととるべき行動の理解促進

- ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとる べき行動等を周知
- ・避難に関する情報の意味(安全な場所にいる人まで避難場所に行 く必要が内藤)の理解促進
- ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の 適切な外出抑制の実施

○河川・気象情報の提供の充実

- ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかり やすく提供
- ○災害廃棄物処理体制の整備
 - ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知
- ○被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化
- ○自然災害即応・連携チーム会議の開催
 - ・平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

○災害に慣れていない自治体への支援の充実

- ・内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
- ・現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議 の開催
- ・危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施
- ○長期停電・通信障害への対応強化
 - ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制 整備
 - ・病院等重要施設の非常用電源確保の促進
 - ・重要施設の非常用電源装置設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
 - ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有
- ○被災者への物資支援の充実
 - ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
 - ・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ○船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衛工設置
- ○無人航空機を活用した情報収集
- ○災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- ○事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

出展: 内閣府資料

15

防災基本計画修正(令和3年5月)の概要

■防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、 指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

災害対策基本法の改正を踏まえた修正

○災害対策本部の見直し

- ・特定災害対策本部の設置
- ・非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
- ・災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置

○個別避難計画の作成

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難 計画について、市町村に作成を努力義務化
- ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

○避難勧告・避難指示の一本化等

・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行う こととし、避難情報の在り方を包括的に見直し

○広域避難に関する事項

- ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治 体間の協議
- ・他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
- ・大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災 訓練の実施

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

○避難所における感染症対策

- ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- ○避難所開設・運営訓練の実施
 - ・感染症対策に配慮した避難所開設訓練・運営訓練の積極的な実施
- ○パーティション等の備蓄の促進
 - ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄 の促進
- ○コロナ自宅療養者等に対する情報共有等
 - ・平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住していないかの確認
 - ・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- ○被災自治体への応援職員等の感染症対策
 - ・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
 - ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ○災害対応業務のデジタル化の推進
- ○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ○今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対策
- ○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- ○首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- ○事前防災の取組や複合災害への対応の推進

- 〇<u>ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援</u>
- ○防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- ○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- ○それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- 〇女性の視点を踏まえた防災対策の推進

出展: 内閣府資料

防災基本計画修正(令和4年6月)の概要

■防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、 指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

令和3年に発生した災害を踏まえた修正

- <令和3年7月1日からの大雨>
- ○盛土による災害の防止に向けた対応
 - ・都道府県等が行う危険個所対策への国による支援
 - ・危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導
- ○安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
 - ・平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理
 - ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み
- ○適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
 - ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
 - ・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言
- <トンガ諸島火山噴火による潮位変化>
- ○<u>海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における</u> 避難指示の適切な発令
 - ・海外で大規模噴火が発生した場合等の潮位変化に関する情報の周知
 - ・市町村における津波高に応じた避難指示の発令対象区域の設定

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ○防災情報のデータ連携のための環境整備
- ○自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- ○線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等
- ○避難所における食物アレルギーへの配慮
- ○避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- 〇一般送配電事業者等における無電中化の促進

関連する法律改正を踏まえた修正

- <津波対策の推進に関する法律の改正>
- ○津波対策の推進
 - ・津波対策におけるデジタル技術の活用
 - ・地域の特性に応じた避難施設等の整備の促進
- <豪雪地帯対策特別措置法の改正>
- ○豪雪地帯における雪害対策の推進
 - ・命綱固定アンカーの設置の促進等
 - ・克雪に係る技術の開発・普及の促進
- <海上交通安全法等の改正>
- ○船舶交通の安全確保
 - ・異常気象等による船舶交通の危険防止のための三大海峡等における船舶に 対する海外等への避難勧告
- <航空法施行規則の改正>
- ○災害応急対策に従事する航空機の安全確保
 - ・都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の 飛行許可申請に係る調整

防災基本計画修正(令和5年5月)の概要

■防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、 指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

最近の施策の進展等を踏まえた修正

○多様な主体と連携した被災者支援

- ・都道府県による災害中間組織(※1)の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・災害ケースマネージメント(※2)などの被災者支援の仕組みの整備
- ※1 NPO・ボランティア等の活動支援者活動調整を行う組織
- ※2 一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、 被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み

○国民への情報伝達

- ・長周期地震動階級に係わる情報の解説・伝達
- ・通信障害発生時の丁寧な周知工法の実施
- ・障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

○デジタル技術の活用

・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

日本海溝・千島海港周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

○北海道・三陸沖後発地震注意情報(※)の解説・伝達

※日本海溝・千島海溝添いの巨大地震の想定 震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した 場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を 発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対 的に高まっているとして、後発地震への注意を 促す取組について、令和4年12月より運用を 開始。



令和4年に発生した災害を踏まえた修正

- <北海道知床で発生した遊覧船事故>
- ○旅客船の総合的な安全・安心対策の強化
- ※海上災害対策編の修正
- <トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>
- ○火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

出展: 内閣府資料

防災基本計画修正(令和6年6月)の概要

■防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、 指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ○新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・防災情報の総合防災情報システム(SOBO-WEB)への集約
- ○水害対策の強化
 - ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- ○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、 被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

- <活動火山対策特別措置法の改正>
- ○活動火山対策の強化
- ・火山調査研究推進本部の設置
- ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
- ・登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮
- <医療法の改正>
- ○災害支援ナースの充実・強化
- <水防法及び気象業務法の改正>
- ○<u>国が取得した指定洪水予報河川に関する予報水位情報について、</u> <u>都道府県の求めに応じた提供の</u>実施
- <災害対策基本法施行令の改正>
- ○緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- <令和6年能登半島地震に係る検証チーム>
- ○被災地の情報収集及び進入方策
 - ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- ○自治体支援
 - ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- ○避難所運営
 - ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・避難所における生活用水の確保
 - ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・保健医療福祉に係る支援者(JRAT、JDA-DAT等)の明確化
- ○物資調達・輸送
 - ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、 資機材等の速やかな確保
- <その他各省庁における振り返り>
- ○長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- ○より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキング グループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応 業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

出展: 内閣府資料

19

道地域防災計画修正(令和2年11月)の概要

■北海道地域防災計画: 災害対策基本法第40条の規定に基づき、 北海道、市町村、指定地方行政機関(国の出先機関)、指定公共機 関(通信、交通、電力、報道機関ほか)等の処理すべき事務又は業 務の大綱等を定めるため、北海道防災会議(会長:北海道知事)が 作成するもの

■修正趣旨: 国が定める防災基本計画の修正(令和2年5月)等 を踏まえた所要の修正を行うもの ■北海道地域防災計画の構成

本 編

地震津波防災計画編

原子力防災計画編

防災組織、災害予防、災害応急対策、 災害復旧、被災者援護等

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、 原子力災害中長期対策等

本編

<総則>

- ○道民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取 組の支援・強化
- ○計画推進にあたっての基本となる事項として、新型コロナウイルス感染症の発生を踏ま えた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推 進
- <防災組織>
- ○訓練等を踏まえ、道の指揮室構成及び業務を見直し。
- <災害予防計画>
- ○道、市町村は地域防災力向上のため、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難 訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促 進等に努める
- ○市町村が備蓄すべき物資に、マスクや消毒液等の感染症対策等を踏まえた物資を明示
- ○道及び市町村は災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時からNPO、ボランティア 等と連携
- ○市町村は、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であること等、避難情報への理解 を促進
- ○電気事業者は停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制を整備
- ○道、市町村及び防災関係機関は災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制に ついて訓練等を通じ実効性を確保

<災害応急計画>

- ○市町村は避難勧告等の発令にあたって対応する警戒レベルを明確化
- ○市町村は避難所における感染症対策のため、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて平時から検討
- ○道及び市町村は災害時に資機材・物資の輸送が指定避難所まで円滑に実施されるよう、輸送 拠点の選定や輸送手段の確保等体制を整備
- <災害復旧・被災者援護計画>
- ○道は発災後速やかに罹災証明書の交付に係る事務説明会等を実施し、市町村は航空写真や被 災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施

地震・津波防災計画編

○地震発生確率等について、最新数値への修正

原子力防災計画編

- ○外国人観光客等からの問い合わせや帰宅・帰国支援等に対応する体制を整備
- ○道及び関係市町村は新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策を講じた防護措置を連携して実施

出展: 北海道防災会議

道地域防災計画修正(令和3年11月)の概要

- ■北海道地域防災計画: 災害対策基本法第40条の規定に基づき、 北海道、市町村、指定地方行政機関(国の出先機関)、指定公共機 関(通信、交通、電力、報道機関ほか)等の処理すべき事務又は業 務の大綱等を定めるため、北海道防災会議(会長:北海道知事)が 作成するもの
- ■修正趣旨: 避難勧告及び避難指示の一本化等の災害対策基本法の改正や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正など、国の各種制度改正をはじめ、防災訓練の実施結果などを反映させ、所要の修正を行うもの

本編

- <総則>
- ○画推進にあたっての基本となる事項として、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底について追記
- <防災組織>
- ○災害対策本部等の設置基準について、災害発生のおそれがある段階での設置を追加
- <災害予防計画>
- ○避難勧告及び避難指示の一本化等、避難情報を見直し
- ○感染症の自宅療養者等の被災に備えた対応について追記
- ○市町村が作成する要配慮者の個別避難計画に関する記述の追記
- <災害応急計画>
- ○避難情報の見直しに伴う、警戒レベルに応じたとるべき行動の修正
- ○避難所が不足する場合には国等が所有する研修施設等も活用し可能な限り多くの避難所 を開設するとともに、多様な手段を活用して周知すべきことを追記
- ○広域避難に関する道、市町村の役割等を追記
- <事故災害対策計画>
- ○道において、大規模停電に備えて重要施設等をリスト化、発生時には電源車等の配備先 を決定することについて追記

■北海道地域防災計画の構成

本 編

地震津波防災計画編

原子力防災計画編

防災組織、災害予防、災害応急対策、 災害復旧、被災者援護等

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、 原子力災害中長期対策等

地震・津波防災計画編

- 本編と同内容の記載箇所について、同様に修正
- ○太平洋沿岸の津波浸水想定設定を踏まえた修正

原子力防災計画編

- 避難勧告及び避難指示の一本化等、避難情報を見直し※本編に同じ
- PAZ(原発から半径30km圏)において、一般住民に先立ち、施設敷地緊急事態の段階で避難を要する施設敷地緊急事態要避難者に関し、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等については、全てその対象とする修正
- 外国人を含む観光客等の安全確保に係る規定の新設

出展: 北海道防災会議

道地域防災計画修正(令和5年1月)の概要

- ■北海道地域防災計画: 災害対策基本法第40条の規定に基づき、 北海道、市町村、指定地方行政機関(国の出先機関)、指定公共機 関(通信、交通、電力、報道機関ほか)等の処理すべき事務又は業 務の大綱等を定めるため、北海道防災会議(会長:北海道知事)が 作成するもの
- ■修正趣旨: 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更や令和4年2月の札幌圏を中心とする大雪など道内で発生した災害を踏まえた所要の修正のほか、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正を行うもの

本編

- <北海道の概況>
- ○災害の概況として、「令和4年2月の札幌圏を中心とする大雪」など直近の災害事例を 記載
- <防災組織>
- 気象庁が公表するキキクル(災害危険度の予測情報)の改善に伴う修正
- ・うす紫(警戒レベル4「非常に危険」)と紫の統合
- ・黒(警戒レベル5「災害切迫」)の新設
- <災害予防計画>
- 関係機関と連携し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成に努める旨を記載
- ○令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪に係る対応の検証結果等を踏まえ、北海道雪 害対策連絡部構成機関と協議し、令和4年11月1日に改正した「北海道雪害対策実施要 綱」を反映
- <災害応急計画>
- ○災害時の氏名等の公表に係る取扱いを記載
- 市町村における避難指示等の発令に当たり、必要に応じ、気象防災アドバイザー等による助言等を活用して適切に判断を行う旨を記載
- ○国・道・市町村の間で避難所の開設状況の共有に努める旨を記載

■北海道地域防災計画の構成

本 編

地震津波防災計画編

原子力防災計画編

防災組織、災害予防、災害応急対策、 災害復旧、被災者援護等

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、 原子力災害中長期対策等

地震・津波防災計画編

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた修正

原子力防災計画編

○甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について記載

出展: 北海道防災会議

22

道地域防災計画修正(令和6年1月)の概要

■北海道地域防災計画: 災害対策基本法第40条の規定に基づき、 北海道、市町村、指定地方行政機関(国の出先機関)、指定公共機 関(通信、交通、電力、報道機関ほか)等の処理すべき事務又は業 務の大綱等を定めるため、北海道防災会議(会長:北海道知事)が 作成するもの

■修正趣旨: 国が定める防災基本計画の修正(令和5年5月)等 を踏まえた所要の修正を行うもの ■北海道地域防災計画の構成

本 編

地震津波防災計画編

原子力防災計画編

防災組織、災害予防、災害応急対策、 災害復旧、被災者援護等

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、 原子力災害中長期対策等

本編

- ○災害中間支援組織(※)の育成・強化に努める旨を記載
- ○災害ボランティアセンターの運営者や設置場所等の明確化に努める旨 を記載
- ○個別避難計画の作成に当たり積雪寒冷等の課題に留意する旨を記載
- ○避難所における冷房の確保に留意する旨を追加
- ○被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術の活用を 検討する旨を記載

地震·津波防災計画編

- ○道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生率等の長期評価の変更を 反映
- ○緊急地震速報の発表基準の変更を反映(長周期地震動階級3以上を予想した場合を追加)

原子力防災計画編

○国が備蓄する安定ヨウ素剤の受入れに係る調整を行う旨を記載

出展: 北海道防災会議

23

道地域防災計画修正(令和7年1月)の概要

■北海道地域防災計画: 災害対策基本法第40条の規定に基づき、 北海道、市町村、指定地方行政機関(国の出先機関)、指定公共機 関(通信、交通、電力、報道機関ほか)等の処理すべき事務又は業 務の大綱等を定めるため、北海道防災会議(会長:北海道知事)が 作成するもの

■修正趣旨: 令和6年能登半島地震を踏まえた道独自の点検結果 や国の防災基本計画の修正等の反映するもの

主な修正: 本編、地震・津波防災計画編、原子力防災計画編を修正

集落孤立·寒冷対策

- ・孤立予想地域における食料、生活必需品等の備蓄の充実
- ・在宅避難者等の支援拠点を設置、必要物資や支援情報を提供

避難所運営・設備

- ・被災者の多様なニーズに配慮、避難所における生活環境を整備
- ・トイレカーなど快適なトイレの設置への配慮
- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ・女性防災リーダーの育成など男女共同参画の取組を促進

2次避難

- ・広域避難の受入調整に係る道の役割を強化
- ・広域避難の円滑な実施に係る道の役割を強化

情報共有・伝達

- ・真偽の不確かな情報の拡散防止
- ・支援物資の入手方法など外国人に対する広報の充実

応援・受援体制

・派遣職員が被災地で自活できる資機材や装備品の充実・応援職員の宿泊場所等として活用可能な施設等のリスト化

■北海道地域防災計画の構成

本 編

地震津波防災計画編

原子力防災計画編

防災組織、災害予防、災害応急対策、 災害復旧、被災者援護等

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、 原子力災害中長期対策等

備蓄・物資供給

- ・観光客など滞在人口も考慮した備蓄、物資調達体制の整備
- ・迅速な物資輸送のため、国や民間事業者等と連携した「物資輸送支援チーム」 を道災害対策本部指揮室に設置

応急復旧

ライフライン寸断

- ・被災地域付近における災害復旧等に係る活動拠点の確保
- ・緊急通行車両確認標章の事前交付と、発災時の中核SSにおける優先給油
- ・道路管理者とインフラ事業者の復旧に向けた連携強化

新技術活用

- ・被害や孤立状況の把握等、無人航空機(ドローン等)やSAR衛星、衛星インターネット等 を災害応急対策に活用
- ·Sobo-Webの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進

原子力防災

- ・オフサイトセンターで各道路管理者と連携の上、避難経路の通行状況を把握し情報発信
- ・放射線防護施設の損壊時に、自治体内の他の防護施設や道の調整により他の自治体の避難 所等で屋内避難を実施・真偽の不確かな情報の拡散防止、無人航空機(ドローン等)の災 害応急対策への活用(再掲)

出展: 北海道防災会議

5 町地域防災計画策定の概要

安平町地域防災計画策定の概要

■安平地域防災計画: 災害対策基本法第42条の規定に基づき、町及び町の区域を所管又は所在する指定地方行政機関、指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱等、災害予防、災害応急対策及び災害復復旧、必要な措置に関する計画について定めるため、安平町防災会議(会長:安平町長)が作成するもの

■修正趣旨: 令和6年能登半島地震等を踏まえた国·道の検証結果や国の防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正等を反映するもの

■安平町地域防災計画の構成(案)

本編(仮称)

地震災害編(仮称)

火山災害編(仮称)

事故災害編(仮称)

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧、 被災者支援等

地震想定、予防対策、応急対策、日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震防災対策等

火山の概況、被害の想定、火山防災体制、 災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者支援 航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、危 険物災害対策、大規模火事、林野火災、大規模停電

主な修正: ①本編、地震防災編、火山防災編、事故災害編に再構成、それぞれの編について必要に応じた修正を実施

②水防計画の策定

関連する法令の改正を踏まえた修正

○災害対策基本法: 個別避難計画の作成 、避難勧告・避難指示の一本化等 、広域避難に関する事項

○災害対策基本法施行令: 緊急通報車両確認標章等の事前交付

○活動火山対策特別措置法: 火山防災の日○水防法・気象業務法: 予報水位情報の提供

○航空法施行規則: 都道府県による緊急用務空域の指定、無人航空機の飛行許可申請に係る調整

発生した災害等を踏まえた修正

〇能登半島地震: 被災地情報収集・進入、自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送、液状化 リスク情報

〇日本海溝・千島周辺海溝型地震: Mw7.0以上の地震 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信

OR4 北海道知床沖遊覧船事故: 総合的な安全対策強化

○R4 トンガ諸島の火山噴火: 適切な避難情報の発令、情報伝達、普及啓発

OR3 7月1日大雨: 盛土災害の防止、安否不明者の氏名公表

○新型コロナウィルス感染症対策: 避難所感染症対策、避難所訓練、パーティション等備蓄、 職員の感染症対策

OR1 東日本台風・房総半島台風:災害廃棄物処理体制、自治体支援、長期停電・通信障害、物資支援

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

○水害対策強化: 道路のアンダーパス冠水等

○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

○多様な主体と連携した被災者支援

○国民への情報伝達: 長周期地震動階級、障がい者の情報取得・意思疎通

○デジタル技術の活用: 被災者台帳、避難行動要支援者名簿

○線状降水帯に関する情報発信

○避難所における食物アレルギー配慮

○再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備

○福祉避難所の活用(要配慮者)

○大雪による車両滞留対策

○流域治水の推進

○事前防災、複合災害への対応の推進

○防災ボランティアとの連携・協働の推進

○実践的な防災教育:正常性バイアスなど

○女性の視点を踏まえた防災対策

○支援制度を活用した生活再建(被災者支援)

○新型コロナウィルス感染症対策

○無人航空機を活用した情報収集

○災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

安平町地域防災計画の構成(案)

地域防災計画

資料編

本編(共通編)

地震災害編

火山災害編

事故災害編

資料編 水防計画

■ 総則: 目的、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、町の災害環境

■ 防災組織:

■ 災害予防: 町民の心構え、防災知識の普及・啓発、自主防災組織の育成、防災訓練、避難体制の整備、物資・資器材の整備・確保、受援体制整備、 避難行動要支援者 火災予防、危険物等災害予防、建築物等災害予防、積雪関連対策、業務継続計画、複合災害

■ 災害応急対策 : 活動体制、災害情報収集・伝達、広報、避難対策、救助救出、災害警備、交通応急対策、輸送、ヘリコプター等活用、食料供給、衣料・生活必需品等 物資供給、石油燃料の供給、生活関連施設対策、医療救護、防疫、廃棄物処理、家庭動物対策、文教対策、被災建築物安全対策、被災宅地安全対策、行方不明 者の捜索、遺体の収容・処理・埋葬、障害物除去、広域応援・受援、自衛隊災害派遣要請、ボランティアとの連携、災害救助法の適用

■ 災害復旧・災害復興 : 基本的方向の決定、住民生活の早期再建、復旧事業の推進、復興計画

■ 総則: 目的、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、町の災害環境、震災に対する調査研究

■ 災害予防: 町民の心構え、地震に強いまちづくり、地震津波に関する防災知識の普及・啓発地震火災対策、他は共通編による

災害応急対策:活動体制、地震津波情報の伝達、地震火災対策、他は共通編による

■ 災害復旧・災害復興: 共通編による

■ 総則: 目的、位置付け、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

■ 火山の概況、災害の想定:火山の概況、過去の火山活動、災害の想定

■ 防災体制: 安平町災害対策本部、樽前山火山防災協議会、火山現象に対する情報

■ 災害予防: 観測及び調査研究、警戒区域の把握等、警戒体制の強化、避難体制の整備、二次災害の予防対策、通信施設の整備、火山防災知識の普及・啓発、防災訓練

■ 災害応急対策: 基本方針、災害情報収集・伝達、動員、災害広報、応急措置、避難対策、警戒区域の設定、救助救出、医療救護、道路等交通規制、障害物除去、自衛隊 派遣要請、広域応援要請、大規模停電

災害復旧・災害復興: 共通編による

航空事故災害対策:基本方針、災害予防、災害応急対策 鉄道事故災害対策: 基本方針、災害予防、災害応急対策

道路事故災害対策:基本方針、災害予防、災害応急対策、高速自動車国道事故対策、

危険物等災害対策:基本方針、危険物の定義、災害予防、災害応急対策 ■ 大規模な火事災害対策: 基本方針、災害予防、災害応急対策、災害復旧

■ 林野火災災害対策: 基本方針、災害予防、災害応急対策 ■ 林野火災災害対策: 基本方針、災害予防、災害応急対策

■ 水位等の観測、通報及び公表 ■ 水防施設及び輸送

■ 費用負担と公用負担 ■ 水防協力団体:

■ 浸水想定区域等における円滑 かつ迅速な避難の確保等

■ 水防信号、水防標識 ■ 水防訓練 ■ 協力及び応援

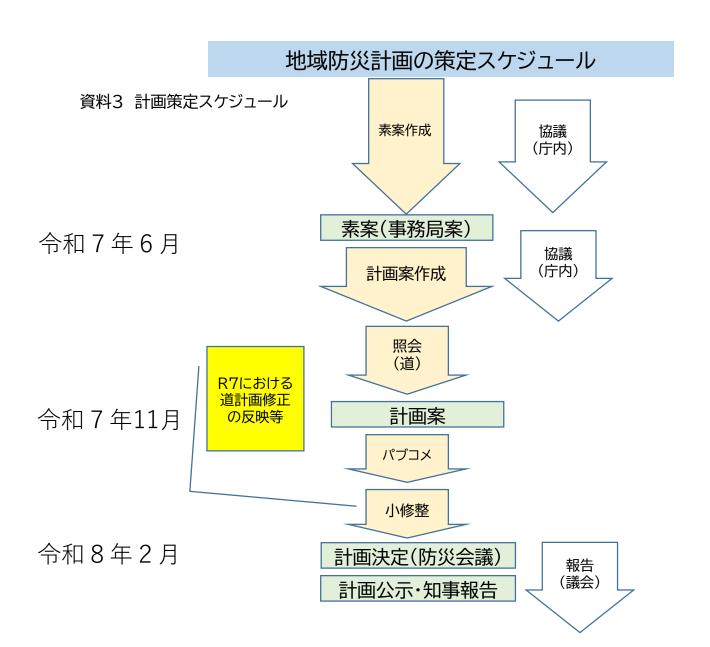
■ 水防計画及び作成要領

■ 気象予報等の情報収集

■ ダム・水門等の操作

■ 災害補償

安平町地域防災計画策定スケジュール



防災会議の開催スケジュール

令和6年度第1回防災会議

- ·計画<mark>の策定について</mark>
- ·R7訓練構想等

令和7年度第1回防災会議(6月下旬予定)

·計画 素案について

(北海道への照会)

令和7年度第2回防災会議(11月中旬予定)

- ·計画<mark>案について</mark>
- ·防災訓練成果報告

(パブコメ、意見聴取)

<u>令和7年度第3回防災会議(2月</u>上旬予定)

- ·計画決定
- ·R8訓練構想等

(知事報告:公示)

【説明資料2】

令和7年度の防災訓練について

令和7年2月21日

安平町防災会議事務局(総務課総務グループ)

目次

- 1 防災訓練等の実施状況
- 2 「令和7年度防災訓練大綱」立案の基礎
- 3 令和7年度安平町防災訓練大綱(案)の概要
- 4 住民が参加する避難訓練のイメージ

1 防災訓練等の実施状況

安平町職員

- ○機能別(情報伝達、非常通信、避難所開設、救助救出、水防訓練)
 - ・防災担当を中心に中堅以下の職員が参加
- ○防災教育・防災講話
 - ・気象台職員による気象情報等に関する講話

自主防災組織等、町民

- ○避難訓練・安否確認訓練
 - ・一部の自主防災組織及び要配慮者利用施設において実施
- ○避難所運営
 - ・一部の自主防災組織及び学校において段ボールベッドの組立等を実施
- ○防災教育
 - ・一部の自主防災組織及び学校においてハザードマップの使用法等の防災教育を実施

資料4 防災訓練等の実施状況(震災以降)

資料5 防災訓練等の実施状況(R6年度)

未実施の訓練分野

【災害対応初動期のみ】

- ○災害対応の検証、能力向上
 - ・情報収集・伝達、広報
 - · 避難所開設(避難者配置)
 - ・避難所運営(受付)
 - ・職員招集、呼集職員の把握
- ○総合的、町民と協働の訓練
 - ・避難所開設と連動した避難
 - ・避難者の輸送、物資の輸送
- ○住民を対象とする防災講話
 - ・自助、共助
 - ・自主防災組織の役割
 - ・避難行動、避難生活

防災訓練等へ未参加

○一部の自主防災組織のみが活動

2 「令和7年度防災訓練大綱」立案の基礎

防災訓練実施の背景・ねらい

○背景

北海道胆振東部地震から6年が経過した現在、継続的な防災訓練等の取り組みがなされているものの、以下の課題が存在

- ・未実施の訓練分野: 情報収集・伝達、避難所開設(避難住民の配置)、避難所運営(受付)、避難訓練(住民協働)
- ・一部の自主防災組織を中心とした取組は継続しているものの、他の自主防災組織への拡がりがない

○ねらい

- ・安平町(総合)防災訓練において、努めて多くの住民を交えた訓練、役場の初動対応で必要な訓練課目を一体的に行う。
- ・段階的に防災能力の向上と防災意識の高揚を図る。

重視する項目

- ○避難訓練、避難所訓練
 - ・避難行動、避難誘導、安否確認
 - ・避難所の開設、避難者の受付
- ○情報収集・伝達訓練
 - ・情報収集・伝達体制の確立、災害情報の共有

その他の着意、創意工夫を図る項目

- ○住民参加者の向上
 - ・防災用品等展示、炊出し、著名者による防災講話
 - ・訓練シナリオ:複数箇所への避難、避難者輸送
- ○事前広報等
 - ・訓練見学、教訓等の周知

3 令和7年度安平町防災訓練大綱(案)の概要

訓練の目的

防災関係機関と協力した図上訓練及び町民の避難訓練を実施して、避難行動に係る知識・技術の向上を図るとともに、町民の防災意識の高揚と安平町地域防災計画(防災対策)に対する理解促進を図る。

実施時期・場所

○実施日時: 令和7年10月4日(土)及び5日(日)

○実施場所: 町内(職員訓練は総合庁舎又は町民センター、避難訓練は2~3の公民館等を想定)

参加・協力を要請する機関

○防災関係機関

道、自衛隊(7特連隊)、警察(苫小牧警察署)、消防(胆振東部消防組合消防本部・消防署安平支署)

○その他: 協定締結企業等(防災用品等展示)

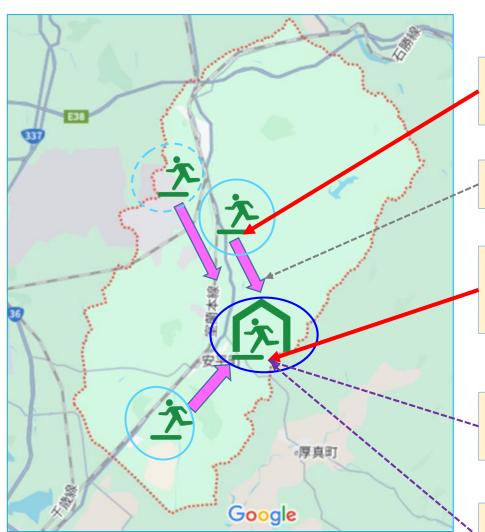
訓練の想定

地震想定: 石狩低地東縁断層帯(南部)を震源とする地震(安平町:震度6強、町内全域停電)

訓練内容

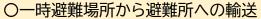
- ○1日目 10月4日(土)
 - ・図上訓練(仮): 情報収集、地図上への展開、情報伝達
 - ・防災教育(AAR)
- ○2日目 10月5日(日)
 - ・避難訓練: シェイクアウト、避難行動、避難誘導、安否確認
 - ・避難所訓練: 避難所開設、避難者受付、段ボールベッド等組立て、避難者の配置(レイアウト)
 - ・防災講話: (内容は検討中)
 - ・(参加自主防災組織の要望により)DIG等
 - ・その他: 炊出し、防災用品等展示

住民が参加する避難訓練のイメージ



○指定緊急一時避難場所への避難

- ・2~3の指定避難所に自主防災組織単位で避難
- ・施設は地震のため避難生活困難(想定)



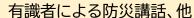
・バス等により避難生活可能な避難所に移動

指定避難所への避難

- ・1つの指定避難所に自主防災組織単位で避難
- ・避難生活可能であり、他の避難者を受入れ
- ・避難者の受付

避難所の開設

- ・レイアウト案に基づく配置(体験型訓練)
- ・段ボールベッド等の組み立て(体験型訓練)



- ・町民を対象とした防災講話
- ・炊出しによる暖かい食事の体験



身を守る行動 (シェイクアウト)



避難行動(実行動)



避難所での受付



段ボールベッド の組み立て体験



避難所レイアウト



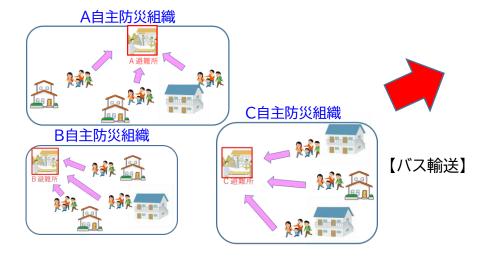
防災講話

炊き出し所

住民が参加する避難訓練のイメージ

全 体

町内から3~4の自主防災組織の参加を想定



◎シェイクアウトから訓練を開始(自宅)①-1各自主防災組織の地区ごとに避難



A避難所



避難所到着以降、避難所訓練に移行

- ①-2受付
- ②-1段ボールベッド組立
- ②-2避難所(待機場所)配置
- ③防災講話
- ④炊出し
- ⑤図上訓練※自主防災組織役員等のみその他 防災関連ブース

「訓練の流れ」イメージ

避難訓練の流れ



①-1 避難行動

訓練開始



◎ シェイクアウト訓練

訓練終了



④ 炊き出し(訓練)





③ 防災講話



①-2 受付



⑤ 図上訓練(DIG等)





②-1 段ボールベッド作成訓練



PMの実施がある場合 (自主防災組織役員等)

②-2 待機場所の配置

訓練の実施内容等

実施項目	住民の実施内容	自主防災組織の実施内容	役場の実施内容	備考
② シェイクアウト訓練	・自宅等において安全確保する 姿勢をとり、安全確認して避難行 動に移る。		・同報系防災無線放送 「地震です、地震です…」	避難行動に参加 しない町民も広 く参加するよう 広報
①-1 避難行動 ①-2 受 付	・自宅内の安全を確認し、戸締り (電気・ガス含む)を行う。 ・避難する服装で、非常持出品を 携行して避難を開始する。 ・受付で避難所名簿を記入する。	・係は、誘導、安否確認、避難所施 設確認、受入れ準備等を行う。 ・到着した住民を班ごとに把握	・職員を事前に避難所に配置して 受入れ準備を実施する。 ・自主防災組織の協力を得て、避 難者名簿の記入と避難者の把握 を行う。	・受付は集約す る避難所におい て実施 ・自主防災組織 の協力を促す
②-1 段ボールベッド作成訓練 ②-2 待機場所の配置	・数人の組になり、段ボールベッドを作成する。・配置レイアウトを共同作業により体験する。	・住民の協力を促す。 ・作業進捗を確認し、必要に応じ て是正する。 ・内部配置について指示する。	・段ボールベッドの作成について 展示で訓練参加者に教育する。 ・配置レイアウトにより避難者の 配置を促す。	自主防止組織単 位での体験
防災講話	・段ボールベッド等を撤収し、講 話の配席つくりを体験する。	・住民の協力を促す。	・講話の体制つくりを指示する。 ・講話の進行を行う。	避難訓練に参加 できない町民に も広く参加を広 報
炊き出し		・防災備蓄を活用した炊出しを行う。	・配食等の支援を行う。	※厳冬期避難の 教訓事項
図上訓練(DIG等)		・地域ごとのグループに分かれて 図上訓練に参加する。 ※希望する自主防災組織役員等	・図上訓練会場の準備を行う。 ・司会、図上訓練進行の補佐を行う。	自主防災組織の 希望状況により 実施を計画
その他(防災展示等)			・協力企業等(防災協定締結先) に対する協力要請を行う。	自主防災組織の 希望状況により 実施を計画